

令和7(2025)年12月23日	資料2-1
令和7(2025)年度第2回宇都宮地域医療構想調整会議並びに 宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議 合同会議	

宇都宮区域対応方針に基づく取組に関する調査において 行政に期待する取組として記載された事項への対応状況等について

栃木県保健福祉部医療政策課

本資料の概要

宇都宮区域対応方針に基づく取組に関する調査の実施

関係機関が連携して地域医療構想の推進するに当たって、令和7年3月に策定した「宇都宮構想区域対応方針」に基づき、各関係機関が取り組む事項、他の関係機関に取り組みを期待する事項を把握するため、調査を実施



回答取りまとめ

いただいた回答を取りまとめ、調整会議委員へフィードバック済み
改めて、本日の会議においても取りまとめ結果を共有（資料2-2）



行政機関の対応状況等について報告

いただいた回答のうち、行政（県・宇都宮市）に期待する取組事項を抜粋し、関係部署から当該事項への対応状況等について報告するもの（本資料）

※区域対応方針のうち、県立病院再整備に係る項目（⑨）については別議題（議題4）にて取り扱う

【関係部署】

栃木県	医療政策課	在宅医療・介護連携担当、地域医療担当、医師養成T、医療体制整備担当、看護職員育成担当
	感染症対策課	
	高齢対策課	
宇都宮市	高齢福祉課	
	宇都宮市保健所	
	消防局	

目次

対応方針	ページ
① 地域医療介護総合確保基金の活用により、幅広い医療機関による医療機能の分化・連携（医療機関同士の再編・統合等の取組を含む）の取組を推進する	P 3
② 医療機関と介護施設の役割・機能分担の内容及び範囲を明確にし、医療介護提供体制（入院・外来・救急・在宅医療（療養）等）の見える化を図る	P 4
③ 医療機関間及び医療と介護の連携体制を確保するため、医療・介護データの分析等により、急性期から回復期・慢性期への転院・転棟、入院から在宅医療・介護施設への移行の実態を把握し、機能の差異を踏まえた協働のあり方の協議やルールづくりを行う	P 5
④ 在宅医療・介護との連携強化に向けては、「新たな地域医療構想」の方向性と次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（にっこり安心プラン）」との整合性を確保するとともに、医療介護提供体制の確保における宇都宮市と県との役割を整理する	P 6
⑤ 「救急医療提供体制のあり方に関する検討委員会」の協議結果を踏まえ、初期救急、二次救急の各段階における医療機関の役割分担を整理する	P 7-8
⑥ 季節性、有事等による医療ニーズの変動等への対応について、検討を行う	P 9
⑦ 外来医療計画に掲げた取組を着実に実施し、地域で不足する外来医療機能の充実を図る	P 10
⑧ 医療・介護データの分析等により患者流出入状況を把握し、宇都宮構想区域で対応すべき必要量について検討を行う	P 11
⑨ 老朽化した県立病院施設の再整備については、将来を見据えた地域の医療需要等を踏まえながら、他の医療機関との役割分担の明確化や連携体制の強化による効果的・効率的な医療提供体制を構築するため、再編統合による県立病院の総合病院化といった選択肢も含めて、様々な可能性を検討する	—
⑩ 地域医療構想の取組の必要性（住民が安心して暮らし、療養することができる医療介護提供体制づくりに向けた取組）を、医療介護関係者のみならず、市町、住民にも広く啓発する	P 12
⑪ 住民が地域の医療介護の状況について理解し、また、日々の生活や受診、人生の最終段階における医療等について適切に選択できるよう情報提供する	P 13

【対応方針①】

地域医療介護総合確保基金の活用により、幅広い医療機関による医療機能の分化・連携（医療機関同士の再編・統合等の取組を含む）の取組を推進する。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 医療機関同士の再編・統合に関してはデータに基づいた県や市の客観的取り組みが必要
- 医療費には建物の建て替え費用や電子カルテの整備費などが含まれていないため、医療の継続性・持続性を考えた幅広い基金活用を可能とされたい

② 関係部署からの回答

（地域医療担当）

- 医療政策課では、地域医療提供体制データ分析事業においてDPCデータや国保・後期高齢者レセプトデータを収集している。これらのデータを活用し、地域での議論に資するデータ分析を実施しており、これまでの会議でも分析結果を報告してきたところである。
- 今後も引き続き、地域において各医療機関が提供している医療の状況や患者の受療動向など、医療機関同士の再編統合の検討に資するようなデータを提供していく。

（地域医療担当）

- 病床機能の転換や病床の削減に伴う施設設備整備に関しては、引き続き、医介基金による支援を実施していく。

【対応方針②】

医療機関と介護施設の役割・機能分担の内容及び範囲を明確にし、医療介護提供体制（入院・外来・救急・在宅医療（療養）等）の見える化を図る。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 行政（市・県）には、医療・介護連携の可視化に向けた共通システム整備や、介護人材確保への支援をお願いしたい

- 市内の介護施設がどの医療機関と連携しているか見える化できていないため、入院が必要となった場合混乱が生じている

② 関係部署からの回答

（宇都宮市高齢福祉課）

- 医療・介護連携の可視化については、令和8年度より国が提供を予定している介護情報基盤の活用に向け、市の介護保険に係るシステムの標準化対応を行い、医療・介護連携が図られるよう情報共有基盤の整備に向け取り組んでいく。
- 介護人材確保については、県事業のメール周知や窓口でのチラシ配架など引き続き周知に取り組むとともに、市独自事業の検討を進めており、実施に向け取り組んでいく。

（高齢対策課）

- 介護人材の確保については、介護人材のすそ野の拡大を図る「多様な人材の確保」と介護職員の「人材の育成・資質の向上」、離職防止・定着のための「労働環境・処遇の改善」を3本の柱として、介護人材の確保に積極的に取り組んでいる。特に、限られた人員で効率的に介護サービスを提供できるよう、介護テクノロジーの導入支援に引き続き取り組むとともに、今年度は新たに「栃木県介護生産性向上総合相談センター」を設置して介護現場の様々な課題にワンストップで対応するなど、介護現場の生産性向上の取組を推進している。

（地域医療担当）

- 医療政策課では、地域医療提供体制データ分析事業において国保・後期高齢者レセプトデータを収集している。このデータをもとに医療機関と介護施設間の患者の移動状況を把握し、介護施設が連携している医療機関を見える化に取り組んでいる。今後も引き続き、地域医療構想調整会議を通してデータ分析結果を報告していく予定。

【対応方針③】

医療機関間及び医療と介護の連携体制を確保するため、医療・介護データの分析等により、急性期から回復期・慢性期への転院・転棟、入院から在宅医療・介護施設への移行の実態を把握し、機能の差異を踏まえた協働のあり方の協議やルールづくりを行う。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 行政（県・市）には、医療・介護データの共有システムや分析基盤を整備し、地域全体でのルールづくりを支援していただきたい
- 県あるいは市単位でのデータ分析が必要と思われる

- 栃木県で実施する医療・介護データの分析結果及び関係団体等との意見交換から把握した課題等について、宇都宮圏域の情報の共有をお願いしたい

② 関係部署からの回答

（地域医療担当）

- 医療政策課では、地域医療提供体制データ分析事業において国保・後期高齢者レセプトデータを収集している。このデータをもとに医療機関と介護施設間の患者の移動状況を把握し、介護施設が連携している医療機関を見える化に取り組んでいる。今後も引き続き、地域医療構想調整会議を通してデータ分析結果を報告していく予定。

（宇都宮市高齢福祉課）

- 医療・介護連携の可視化については、令和8年度より国が提供を予定している介護情報基盤の活用に向け、市の介護保険に係るシステムの標準化対応を行い、医療・介護連携が図られるよう情報共有基盤の整備に向け取り組んでいく。

（地域医療担当）

- 医療政策課では、地域医療提供体制データ分析事業において国保・後期高齢者レセプトデータを収集している。このデータをもとに医療機関と介護施設間の患者の移動状況を把握し、介護施設が連携している医療機関を見える化に取り組んでいる。今後も引き続き、地域医療構想調整会議を通してデータ分析結果を報告していく予定。

（在宅医療・介護連携担当）

- 今後、医療機関側とのヒアリングを計画しており、前回（介護施設とのヒアリング）と同様に宇都宮市高齢福祉課に参加していただけるとありがたい。

（高齢対策課）

- 9月に宇都宮圏域の特別養護老人ホームとの意見交換会を実施。（市高齢福祉課も参加）県全体の課題等については共有可能。

【対応方針④】

在宅医療・介護との連携強化に向けては、「新たな地域医療構想」の方向性と次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（にっこり安心プラン）」との整合性を確保するとともに、医療介護提供体制の確保における宇都宮市と県との役割を整理する。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 宇都宮市には、医療・介護連携の地域包括ケア推進拠点として、情報共有基盤や人材養成を進めていただきたい
- 宇都宮市内、県内の各病院、介護施設などの診療機能リストを再整備し、地域医療資源のより有効な活用を図ってほしい
- 在宅医療後方支援の契約に至るのは、当院に入院歴のある患者が中心である。受診歴のない患者は、詳細な状態が把握できないために契約に至らないこともあり、制度自体を知らない患者・家族も多いと推測される。制度強化には、病院、在宅、行政が協力して、これらの障害を解決する必要がある
- 市と県の役割分担に関しては客観的データに基づいて行政的観点から決定していただきたい

② 関係部署からの回答

（宇都宮市高齢福祉課）

- 情報共有基盤については、令和8年度より国が提供を予定している介護情報基盤の活用に向け、市の介護保険に係るシステムの標準化対応を行い、医療・介護連携が図られるよう情報共有基盤の整備に向け取り組んでいく。
- 人材養成については、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けていけるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組の1つとして、医療・介護連携の強化を図るため、医療・介護連携支援センター及び市内5ブロックに医療・介護連携支援ステーションを設置し、医療・介護従事者への相談支援やブロック会議や研修会等を通じて、多職種間の顔の見える関係づくりや人材育成に取り組んでいる。次期介護保険事業計画の策定の際にも、医療・介護従事者の連携や人材育成を重要な課題と捉え、必要な医療や介護サービスが提供できるよう取り組んでいく。

（地域医療担当）

- 医療機関間の役割分担の見える化については、引き続きデータ分析を進め、調整会議等で結果を報告していく。

（在宅医療・介護連携担当）

- 在宅医と在宅療養後方支援病院の入退院連携についても連携が進むよう制度周知を図っていく。

（地域医療担当、在宅医療・介護連携担当）

- 市と連携を図りながら調整していく。

（宇都宮市高齢福祉課）

- 県と連携を密に図り、役割分担に基づき、「新たな地域医療構想」と次期「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の整合性を図っていく。

【対応方針⑤】

「救急医療提供体制のあり方に関する検討委員会」の協議結果を踏まえ、初期救急、二次救急の各段階における医療機関の役割分担を整理する。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 行政・消防本部：搬送ルールの徹底、リアルタイム情報共有システムの整備、救急搬送の適正化を推進していただきたい
- 搬送先を迅速に決定するには、その日の対応可能な診療範囲を各医療機関が明瞭に提示し、共有するシステムが必要である。現状のリストは、過度に狭かったり、緩かったりと、各医療機関で基準が大きく異なり、参考程度にしかならない
- 県や市が県民に対して救急医療機関の役割分担や適正利用について分かりやすい啓発活動（パンフレット作成・YouTubeなどの動画作成）を継続していただきたい
- 救急搬送量の増加と負荷偏在の課題もあり、医師や看護職員の偏在が今後も更に懸念事項となるため、行政には人材育成や人材確保に向けた対応や補助制度など、現行の間口を更に広げてもらい、各医療機関が手上げしやすい体制の整備を期待する
- 実際の人件費等の費用に対する補助金制度や救急要請状況が互いに把握できるネットワークの構築が必要

② 関係部署からの回答

（医療体制整備担当）

- 搬送情報システムについては現在、国においてシステム整備を進めているとの情報もある。適切な救急搬送が行われるためにも状況を注視していきたい。

（宇都宮市消防局警防課）

- とちぎ医療情報ネットの終了にともない、救急告示医療機関応需情報について消防局で独自の入力システムを作成し、令和8年度から運用する予定。

（医療体制整備担当）

- 救急医療機関の役割分担については、9月3日にとちぎテレビにて放送された「まるわかり！とちぎ」で取り上げたところであり、また、今年度も「とちまる救急安心電話相談の普及啓発活動」の一環としてリーフレットの作成を予定している。また、来年度はYouTube等を活用し、救急医療の適正利用等についての動画広告の作成を検討している。

（医師養成T）

- 医師修学資金制度の活用により、救急医療を支える医師の確保・育成に取り組むとともに、救急科等の県内専門研修プログラム基幹施設に対して、プログラムの魅力向上や円滑な運営に係る補助制度による支援を行っている。引き続き医師確保対策や、医療機関への補助制度を実施していく。

（看護職員育成担当）

- 看護職員の確保、育成に加え、高度で専門的な医療に対応できる看護師を確保するため、特定行為研修や認定看護師等の養成支援を通して資質向上に努めていく。

（医療体制整備担当）

- 補助金制度について、対象となる医療機関には個別に連絡している。
- 搬送情報システムについては現在、国でもシステム整備を進めているとの情報もある。適切な救急搬送が行われるためにも状況を注視していきたい。

【対応方針⑤】

「救急医療提供体制のあり方に関する検討委員会」の協議結果を踏まえ、初期救急、二次救急の各段階における医療機関の役割分担を整理する。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 救急車の適切な利用をしていただけるよう、説明のパンフレットのようなものがあれば、利用者宅を訪問する際に、利用者・家族に周知していきたい。当会の会員に協力をお願いすることは出来ると思う

- 救急車の適応外使用の軽症患者に対し、選定療養費は一つの方法であり、先行導入している他自治体の成果および問題を注視すべきである。また、休日夜間診療所は、建物更新時期に廃止し、多くの自治体で行っている診療所による当番医制度の導入が最善と考えている。CTや採血などの検査が必要な場合は、輪番病院へ紹介する。休日夜間診療所にCT等の検査機器を充実させても、専門外の画像読影は困難な医師も多く有効活用は期待できない。休日夜間診療所の運営資金を、当番医や輪番病院に充てる方が有効である。ただし、二次救急病院に一次救急の患者が増加するのを抑制するシステムが必要である
- 増加が予想される高齢者救急医療を充実させるため、二次救急輪番病院の救急外来整備などに補助金をつけるべきである。補助金によるもう一つの整備として、二次救急輪番病院すべてに救急搬送用ヘリポートを設置できれば、二次か三次か迷う症例も二次救急病院へ搬送でき、診察の結果、三次に該当する場合のみヘリで搬送されるため、三次救急病院の負担も軽減される

- 救急医療が必要な患者が確実に救急医療を受けるためには、軽症患者など不要な救急医療機関の受療を減らすことが重要である
- そのためには、役割分担の整理と合わせて、救急医療の現状や適性受診の周知に加え、#8000や#7119などの救急電話相談事業の広報をしっかりと行い、適切な医療のかかり方を地域住民全体に普及していく必要があると考える

② 関係部署からの回答

（医療体制整備担当）

- 今年度もとちまる救急安心電話相談の普及啓発活動の一環としてリーフレット（チラシ）を作成予定であり、その中で救急車の適正利用についても取り上げることは可能。当該チラシを活用して電話相談等の周知をお願いしたい。

（宇都宮市消防局警防課）

- 消防局において「救急車適正利用のリーフレット」を作成しており、自治会回覧として配布をしている。保健所において「救急受診の手引き」パンフレットを作成しており、各地区市民センターに設置しているほか、転入者への案内としても配布している。いずれも多くの市民の方に周知したい内容であることから、配布の協力をいただけるのはありがたい。

（宇都宮市保健所総務課）

- 二次救急医療機関における救急患者の増加傾向を踏まえ、二次救急を圧迫させることがないように、初期救急医療提供体制の充実に取り組む必要があることから、患者の動向や市民ニーズを踏まえつつ、市医師会等の関係機関と意見交換をしながら、本市の初期救急のあり方について検討する。
- 県の救急医療に係る運営費補助制度の見直し内容を踏まえ、宇都宮市における救急医療に係る運営費補助制度について見直しを行う予定

（医療体制整備担当）

- 県では、救急搬送の受入件数に応じた運営費補助事業や救急に関係する設備整備補助事業を実施している。国庫予算が内示割れしており、基準額満額ではないが、対象医療機関には活用いただきたい。

（医療体制整備担当）

- 本年度における「とちまる救急安心電話相談」の普及啓発活動としては、宇都宮市を中心に走行するラッピングバス事業を行い、11月以降にLRTの停留所広告や新聞広告、リーフレット作成を予定している。救急医療の現状等については、主に新聞広告で取り上げる予定であり、来年度ではYouTube等を活用した動画広告を検討している。

【対応方針⑥】

季節性、有事等による医療ニーズの変動等への対応について、検討を行う。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 行政(県・市)：医療・介護資源の広域調整、物資供給・搬送体制の整備をお願いしたい。特に感染症流行時には情報集約と啓発を迅速に行っていただきたい

- 季節性や有事等により病床がひっ迫した際は、医療機関同士で情報共有を行い、同じ負担により乗り切る必要がある。ただし、情報の収集方法や、その情報の共有方法など、実際に運用するのは簡単ではない。COVID-19パンデミックの際は、県や保健所が各医療機関から情報を収集し、患者発生時にはトリアージを行ってきた。各医療機関には、情報収集を行う余力はないため、COVID-19パンデミックと同様に行政の大きな関与がないと運用は困難と考えられる。今後は、高齢者人口の増加とともに救急搬送件数も増えると予想されるため、行政には情報共有のためのシステム構築および運用をお願いしたい
- 災害に強い県を目指し、災害時における避難場所、臨時医療施設の設置、災害用ヘリポートの新設など事前に協議および計画し、有事の際は速やかに実行に移せるように準備を進める必要がある

- 県全体に及ぶ災害でない限局された地域での様々な災害に対する指示命令システムの整備が必要と考える

② 関係部署からの回答

(感染症対策課)

- 医療資源については、平時から医療機関等と医療措置協定等を締結することで、感染症流行時における医療提供体制の確保に努めており、当該医療機関等の一覧を作成し、その情報を発信していく。なお、広域的な入院調整等については、関係機関等と協議し、適切な体制を構築できるよう検討していく。
- 物資（個人防護具）についても、平時から必要な備蓄に努めるよう医療機関等に呼びかけるとともに、感染症流行時に不足する医療機関等に県の備蓄物資を配布できるよう配送体制を整備していく。

(宇都宮市保健予防課)

- 新興感染症等の発生時における実施体制については、県において今年度改定予定である「栃木県新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において、体制の整備が図られる予定であり、本市としても、県ガイドラインに基づき「宇都宮市新型インフルエンザ等対策マニュアル」の改定を行うとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等による情報集約を行い、関係機関等との情報共有に努めていく。

(感染症対策課)

- 医療機関等の情報の収集や共有方法については、G-MISの活用が考えられる。
- 協定締結医療機関等による病床確保・発熱外来・後方支援等の協力や、自宅療養・宿泊療養・臨時医療施設の設置などを組み合わせて、体調や医療機関のひっ迫状況に応じて患者を振り分けていく医療提供体制を構築していく。

(医療体制整備担当)

- 病院における施設整備については、国庫補助制度を活用し対応していく。
- 災害時における実行性担保については関係期間のとの訓練等を通じて保っていく。

(医療体制整備担当)

- 県ではこれまでも保健所単位の2次保健医療圏ごとの災害医療コーディネート機能強化を図っているところであり、引き続き取り組んでいく。

【対応方針⑦】

外来医療計画に掲げた取組を着実に実施し、地域で不足する外来医療機能の充実を図る。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 行政（県・市）には、外来機能報告制度や医療資源マッピングを活用し、患者と住民が適切な医療機関にアクセスできる仕組みを整備していただきたい
- 必要な外来医療提供体制を確保するには、外来医師の偏在といった供給サイドの対策だけでなく、不必要な時間外受診の抑制やかかりつけ医の確保といった需要サイドの対策も必要である
- そのためには、医療保険者や市町などの関係機関が連携して広報をしっかりと行い、適切な医療のかかり方を地域住民全体に普及していく必要があると考える
- 外来医療機能に係る意向確認やかかりつけ医機能報告制度のデータを基にした、外来医療機能の充実方策の検討状況等について早めに情報提供をお願いしたい

② 関係部署からの回答

（在宅医療・介護連携担当）

- 外来機能報告制度により地域の医療機関の外来機能を明確化するとともに、かかりつけ医機能報告制度等も活用しながら、県民が適切な医療機関にアクセスできるよう取り組んでいく。

（在宅医療・介護連携担当）

- かかりつけ医機能報告制度等も活用しながら、県民が適切な医療機関にアクセスできるよう取り組んでいく。

（宇都宮市保健所総務課）

- 適正な受診行動につながるよう、救急医療機関の役割分担について、市民への周知を充実する。（再掲）

（在宅医療・介護連携担当）

- 適宜、地域医療構想調整会議やホームページ等で情報提供していく。

【対応方針⑧】

医療・介護データの分析等により患者流出入状況を把握し、宇都宮構想区域で対応すべき必要量について検討を行う。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 行政（県・市）には、全域の医療・介護データを集約し、区域間の患者流出入の分析結果を共有していただきたい
- 県及び市の人口推計から、宇都宮圏域の流出入率を加味して今後の医療需要を客観的に推計していただきたい
- 宇都宮構想区域は患者の流出入が多い医療圏であり、宇都宮構想区域で対応すべき必要量の算定に当たっては、宇都宮市や周辺の市町の将来の人口推計に加え、近隣の二次医療圏における対応方針や医療機関体制の整備の情報をしっかりと把握し、そのうえで必要量の算定を検討すべきと考える

② 関係部署からの回答

（地域医療担当）

- 構想区域間の患者流出入状況については、これまでの地域医療構想調整会議にて分析結果を報告している。引き続き、地域医療提供体制の見える化に資するデータ分析を実施し、地域医療構想調整会議にて報告していく。

（地域医療担当）

- 今回の会議にて、R4年度DPCデータと将来人口推計を掛け合わせた医療需要推計（病院別、疾患別）の分析結果を報告する。今後も様々な角度からデータ分析を実施し、適宜、地域医療構想調整会議にて報告していく。

（地域医療担当）

- 宇都宮以外の各構想区域においては、令和7年度中に区域対応方針（グランドデザイン）の取りまとめを行い、令和8年度以降、対応方針に基づき具体的取組を実施していく予定。宇都宮構想区域における将来の必要量の算定においては、他の構想区域の状況も踏まえて検討していく。

【対応方針⑩】

地域医療構想の取組の必要性（住民が安心して暮らし、療養することができる医療介護提供体制づくりに向けた取組）を、医療介護関係者のみならず、市町、住民にも広く啓発する。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 学校教育の一環として啓発活動を行うのが、より効果的である
- 小学校（高学年）、中学校、高等学校、大学に在学中の各1回ずつ、地域医療、ACP、救急車の適正利用等を学ぶ授業を行う。学校教育に取り入れることで、その世代全員へ啓発することができ、20歳前後まで、時代に合わせてアップデートした内容を数年おきに計3～4回の授業を行うことができれば効果は大きいと思う。高齢化により家族に祖父母や曾祖父母のいる子供も多いと思われ、授業で学んだ地域医療を自分の家族に当てはめることで、より記憶に残ると考えられる。また、学校で学んだ地域医療は基礎知識となり、成人してからも関心を持つ人が増えると考えられる
- 県や市のホームページ等への掲載及び駅周辺等へのポスター掲示を行い、健康づくりや介護予防の積極的な参加促進等についての啓発をお願いしたい

② 関係部署からの回答

（在宅医療・介護連携担当）

- ACPの内容が死に関することのため、子供自身に対する学校教育として行うことについては慎重に対応していく必要がある。一方で子供たちを通じてキーパーソンとなり得る親世代(中高年)への普及啓発は必要と考えており、来年度以降は無関心層を含めた幅広い年齢層に対して行っていく予定。

（在宅医療・介護連携担当）

- 引き続き、県ホームページ等において在宅医療の周知を図って参る。

（宇都宮市高齢福祉課）

- 市内25地域包括支援センターごとに開催する介護予防教室や広く市民を対象とした介護予防講演会等の介護予防に係る取組については、市ホームページやポスター・広報紙等を活用し、周知啓発を行っており、その他効果的な周知方法についても検討を行いながら、引き続き周知啓発を行っていく。

（宇都宮市保健所総務課及び健康増進課）

- 救急医療適正受診に係る出前講座の充実に努める。
- 健康づくりへの積極的な参加促進に関しては、市が実施する事業やイベント等について、市広報紙やホームページへの掲載に加え、公式SNSやデジタルサイネージ等を活用し、広く周知啓発に取り組んでいるところであり、引き続き、こうした取り組みを実施していく。

【対応方針⑪】

住民が地域の医療介護の状況について理解し、また、日々の生活や受診、人生の最終段階における医療等について適切に選択できるよう情報提供する。

① 調査結果のうち、行政機関に期待する取組事項（抜粋）

- 万が一のため介護認定申請（使わず認定だけ受ける）に対する対応
- 万が一介護状態になった場合、申請時より介護保険が適用になる旨など説明して適切な介護保険運営を図る

- 行政（市・県）には、地域全体の医療・介護資源や相談窓口を「見える化」し、住民に周知していただきたい

- 県や市が主導でAPCに関する啓発活動（パンフレット作成・YouTubeなどの動画作成）を期待する

② 関係部署からの回答

（宇都宮市高齢福祉課）

- 万が一の介護認定申請については、介護が必要になった際に迅速に介護認定が受けられるよう、認定審査の迅速化に向け、引き続き取り組むとともに、市や地域包括支援センター等の介護保険の相談窓口において、市で作成する「介護保険の手引き」などを活用し、介護保険制度について丁寧な説明を行い、理解促進を図ることなどにより、引き続き適切な介護保険制度の運営に取り組んでいく。

（在宅医療・介護連携担当）

- 医療情報検索については「とちぎ医療情報ネット」から検索機能を「厚生労働省医療情報ネット（ナビイ）」に移管しており、そちらをご活用いただきたい。

（宇都宮市高齢福祉課）

- 本市の保健と福祉のまるごと相談窓口である「エールU」について、引き続き市民への周知に取り組んでいく。
- 医療機関や介護施設等の地域資源をまとめた「宇都宮市地域包括資源検索サイト」の運用しており、引き続き最新の医療機関や介護施設等の情報を更新していくとともに、住民へのサイトの周知を行っていく。

（在宅医療・介護連携担当）

- APCに関するチラシやYouTube動画は既に作成しており、県HPからアクセス可能。

（宇都宮市高齢福祉課）

- APCの啓発活動については、市で作成しているパンフレットや県で作成しているYouTube動画などを活用し、市民への出前講座やHP等による啓発などに引き続き取り組んでいく。